

# 平成30年度茨城県統計グラフコンクールの 作品募集について

茨城県政策企画部統計課 普及情報グループ

## 統計グラフコンクールとは？－作品募集中－

茨城県統計グラフコンクールは、統計グラフ作成を通じて、統計の理解と関心を深めていただくことを目的として、茨城県・県教育委員会・県統計協会の主催のもと、全国に先駆けて昭和25年度から毎年開催しているもので、今年で69回目を数えます。

このコンクールは、茨城県ではとても盛んです。統計グラフ全国コンクールにおける都道府県別の応募点数は、24年連続で全国第一位となっており、昨年度も3,516点ものたくさんのご応募をいただきました。

その中から、特に優れた作品34点を全国コンクールに出品したところ、うち1点が部門別のトップである「特選」を受賞しました。本県の特選受賞は18年連続の快挙です。

そのほか、入選一席1点、入選7点、佳作6点の合計15点が本県から入賞しました。

このコンクールは小・中学校の児童・生徒だけではなく、高校生・大学生や一般の方までどなたでもご応募いただけます。作品のテーマは身の回りのことや、話題のニュースなど何でも構いません。あなたも興味・関心のある統計データを調べて、グラフで表してみませんか？たくさんのご応募をお待ちしております。このコンクールの詳細は「いばらき統計情報ネットワーク」(<http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/kids/graph/>)でも紹介しています。ぜひご覧ください。

## 昨年度全国コンクール特選・入選一席受賞作品



### 第1部 特選

「大はっ見!生活科  
わくわくどきどき やさい作りで  
家ぞくでもコミュニケーション」

土浦市立荒川沖小学校2年 川村 怜愛



### パソコン統計グラフの部 入選一席

「増やそう!つくばの応援団 ふるさと納税」

つくば市立大穂学園中学校3年 稲葉 啓斗  
2年 菅野 梨音  
1年 佐藤 碧  
1年 野島 匠史  
1年 吉川 泰生



# 平成30年 住宅・土地統計調査について

茨城県政策企画部統計課 人口労働グループ

## 1 調査の目的

この調査は、我が国における住戸（住宅及び住宅以外で人が居住する建物）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施されております。

今回の平成30年住宅・土地統計調査では、住宅数や国民の居住状況だけでなく、①「少子・高齢社会を支える居住環境」、②「耐震性・防火性等の住宅性能水準の達成度や省エネルギー性能住宅」、③「土地の利用状況」のほか、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより「空き家の実態」を把握することをねらいとしています。

なお、住宅・土地統計調査は、昭和23年以来5年ごとに実施され、平成30年調査はその15回目にあたります。

## 2 調査の期日

調査は、平成30年10月1日現在で行います。

## 3 調査の地域

平成27年国勢調査調査区の中から約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成30年2月1日現在により設定した単位区のうち、約22万単位区について調査します。茨城県においては、5,693調査単位区が設定されております。

## 4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、全国計約370万住戸・世帯、本県計約9万7千住戸・世帯）が対象です。

## 5 調査事項

世帯と現住居・敷地について調べる「調査票甲」と、現住居以外に所有する住宅・土地についても調べる「調査票乙」の2種類の調査票により、次の事項を調査します。

### (1) 住宅等に関する事項

居住室の数及び広さ、所有関係に関する事項、敷地面積、建築時期、床面積、家賃又は間代に関する事項、設備に関する事項、増改築及び改修工事に関する事項など

### (2) 世帯に関する事項

世帯構成、通勤時間、現住居に入居した時期、前住居に関する事項、子に関する事項など



(3) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項（※調査票乙のみの調査事項）

所有関係に関する事項，所在地，面積に関する事項，利用に関する事項

このほかに，調査員が建物の外観等から調査し記入する建物調査票があり，居住世帯のない住宅や住宅の建て方，構造等について把握します。

## 6 調査方法

(1) 調査の流れ

調査は，総務省（統計局）－県－市町村－指導員－調査員－世帯の流れによります。

(2) 調査の方法

調査は，調査員が世帯を訪問し，調査票を配布・収集する方法により行います。なお，調査票の収集のほか，インターネットによる回答及び郵送による調査票の提出も可能としています。

また，調査員が建物の外観を確認したり，世帯や建物の管理者に確認するなどして，「建物調査票」に記入することにより行います。

## 7 集計

住宅や世帯の居住に関する状況，土地の保有状況などを全国，地域別に集計します。

## 8 結果の公表

調査の結果は，平成31年4月ごろから，総務省統計局において，インターネットを利用する方法により順次公表される予定です。

茨城県では，総務省統計局の公表後，本県における結果を取りまとめ，統計課ホームページで公表する予定としております。

## 9 結果の利用

住宅・土地統計調査の結果は，国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定，耐震や防災を中心とした都市計画の策定，空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。